

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 5 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03337

研究課題名（和文）「法と感情」の系譜学—スコットランド啓蒙思想を中心として

研究課題名（英文）Law and Emotions: From the Scottish Enlightenment to the Present

研究代表者

橋本 祐子 (HASHIMOTO, Yuko)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：80379495

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、法と感情の関係性について探求する新たな学際的研究領域、「法と感情（law and emotions）」へと焦点を当て、その重要な思想史的源泉の一つをスコットランド啓蒙思想に求め、法哲学的な視座に立って「法と感情」研究の全体像が描出された。とりわけ、道徳感情、正義、法のあいだの関係性を取り上げ、それがどのように論じられてきたかという点に重点を置きつつ、「法と感情」研究が一つの法学研究として有する現代的意義と可能性の探求を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年日本においても、感情への着目が領域横断的な潮流となっている。法学の分野においては、感情に焦点を合わせた研究の多くが「法と心理学」などの実証的研究であり、法と感情の関係性に関する原理的な考察はいまもなお多いとは言えない。このような状況にあって、法哲学的な視座から法と感情の関係性にアプローチする本研究は、法の感情的起源を照射し、これまで法学において支配的であった法＝理性／感情の二項対立的理解の問い直しを迫るものとして、少なからぬ意義を有するものである。

研究成果の概要（英文）：This study focused on a new interdisciplinary research area, "law and emotions", which explores the relationship between law and emotions. One of the key historical sources of this research was the Scottish Enlightenment, and the overall picture of "law and emotions" research was drawn from a legal-philosophical perspective. Particular emphasis was placed on the relationship between moral sentiments, justice and law, and an attempt was made to explore the contemporary significance and potential of "law and emotions" research as a branch of legal scholarship.

研究分野：法哲学

キーワード：法と感情

1. 研究開始当初の背景

(1) 神経科学の発展により、感情のメカニズムに関する研究が大きく進展し、例えば合理的な判断を行う上で感情が重要な役割を果たしていること等が明らかにされたことを受け、心理学、神経科学、哲学、経済学、社会学、歴史学、人類学、政治学などの様々な学問領域において、感情への関心が高まっていた。法学においてもそれは例外ではなく、米国を中心として1980年代から1990年代にかけて「法と感情 (law and emotions)」研究という新たな研究領域が生まれ、理論的研究、実証的研究を含む学際的な研究領域として発展を遂げつつあった。

当然のことながら、「法と感情」研究の出現を待たずとも、人間の営みから感情を切り離すことができない以上、法は常に感情と関わってきたとすることができる。例えば、刑事の領域では、犯行時の精神状態が問題にされてきた。また、宗教感情、死者に対する敬虔感情、羞恥心などといった感情が刑法の保護法益となり得るかということについても議論がなされてきた。これは、他者の感情を害することの防止を根拠として人の自由を制限することが正当化されるとする「感情損傷原理 (offense principle)」の妥当性にも関連する問題である。刑事手続に関しては、残酷な証拠写真が陪審員に与える影響が指摘され、また量刑の判断にあたっては被告人の改悛の程度が考慮される。さらに、民法の領域においても、家族法において愛や愛着が重要視されてきたということや、不法行為法において被害者の精神的損害への賠償が問題となってきたということがある。このように、「法と感情」研究以前にも、法学は感情について論じてきたと言える。しかしながら、法が人の感情に関わるということと、法の中に感情的次元が存在するという事は同じではない。「法と感情」研究がその考察対象とするのは、法の中の感情的次元である。

(2) 「法と感情」研究の代表的なものとしては、S. バンディズ (Susan A. Bandes) が編んだ論文集 *The Passions of Law* (1999) を真っ先に挙げておく必要がある。同書は、法に感情的な内容が含まれることは不可避であるという前提に立ち、「法的意思決定において重視すべき感情とは何か」という問題へと焦点をあてた重要な研究であると言える。同書には、嫌悪感、憤慨、復讐感情、悔悛、臆病さなど様々な感情が各法領域において有する影響について検討した諸論文や、O.W. ホームズ (Oliver W. Holmes) 判事ら裁判官自身の感情について検討した論文など、幅広い角度から「法と感情」について論じた諸々の研究が収められている。その他、道徳判断、民主政治、法解釈における感情の役割に関する諸論文が収められた、J. E. フレミング (James E. Fleming) の編集による *Passions and Emotions* (NOMOS LIII) (2013) も刊行されていた。このように、米国を中心とするアカデミズムにおいては、すでに「法と感情」が1つの法学研究として確立されていたといってもよいだろう。

(3) 申請当時の国内では、法と感情の係りに焦点をあてた研究としては、(1) で述べた論点に関する刑事、民事の研究のほか、脳神経倫理学の観点からの研究、裁判員制度や被害者参加制度を題材とする「法と心理学」の研究などが存在した。法哲学の視座からの研究としては、法による道徳の強制の問題をめぐる法的モラリズムとの関連で感情が取り上げられることはあったものの、法と感情について正面から取り組む研究は少なかった。ただし、重要な例外として、「法と感情」研究を牽引する代表的論客の1人であるM. ヌスバウム (Martha C. Nussbaum) の著書 *Hiding from Humanity* (2004) の邦訳『感情と法：現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』(河野哲也監訳、慶應義塾大学出版会、2010年) が刊行されていたことは挙げておく必要があるだろう。とはいえ、1つの法学研究としての「法と感情」研究に着目した法哲学的研究は極めて少ないという状況であった。

2. 研究の目的

本研究は、(1) 「法と感情」という新たな研究領域に関して、主として現代英米圏における研究蓄積を精査し、その批判的吟味を行い、それらの総括を行うこと、(2) 「法と感情」研究の思想的源泉の1つをスコットランド啓蒙思想に求めることを目的とする。

法学領域において、「法は理性的なものが支配する領域であり、感情的なものはそこから排除されるべきである」という考え方は、いまなお根強く存在している。感情という言葉は、「主観的」、「非合理的」、「偏見」などといった、法の客観性・中立性を損なうものの総称として用いられてきたと言えるからである。この背景に存在するのは、理性と感情との二項対立的理解、そして、法と理性を同一視し感情よりも優位にあるものと捉える考え方である。それゆえ、たとえ法が常に人間の感情を扱ってきたことを認めたとしても、法はあくまでも理性的なものであって、法の中に感情的な要素を認めることはできないと考えられている。

本研究では、このような法 = 理性 / 感情の二項対立的理解を克服し、法の中に存在する感情的な次元を認めること、さらには法の感情的淵源を追求することが目指される。法 = 理性 / 感情の二項対立的理解を批判するにあたっては、D. ヒュームやA. スミスらのスコットランド啓蒙思想の道徳感覚 (感情) 学派の思想が有用な手がかりを与えてくれるのではないと思われる。そうした着想から、道徳感覚 (感情) 学派における「道徳感覚 (道徳感情) 正義、法」との関係性に焦点を合わせて、「法と感情」研究の思想的源泉としてどのような示唆をもたらしているのかということを探ることを目指す。

3. 研究の方法

(1) 「法と感情」研究に関する文献渉猟とその精査。

英米圏における「法と感情」研究に関する著書や論文を渉猟、精読し、「法と感情」研究の全体像の描き出し、法学研究としての位置づけ、意義について考察を行った。

(2) 認知心理学、感情心理学に関する基本的知識の習得。

「法と感情」研究は学際的研究領域でもあり、議論の前提とされている「感情」について理解をするためには、認知心理学や感情心理学の基本的知識を備えておくことが必須となる。そこで、「法と感情」研究の研究蓄積を精査するのに必要となる知見を得るべく、認知心理学や感情心理学の基本文献の精読に努めた。

(3) スコットランド啓蒙思想家(D. ヒューム、A. スミス)の道德感覚(感情)理論に関する文献渉猟とその精査。

特に道德感覚(道德感情)、正義、法の関係性を解明することを目指して、文献を渉猟し精読した。

(4) 以上の成果を踏まえ、「法と感情」研究とその思想史的源泉をスコットランド啓蒙思想に辿る可能性についての検討。

(5) 国内外の学会・研究会における成果報告、及びそのフィードバックを通じた理論的彫琢。

4. 研究成果

(1) 現代英米圏における「法と感情」研究の総括について

「法と感情」研究は、認知科学の進展の影響を受けて、1980年代から1990年代にかけて主に米国で台頭してきた法学研究である。もっとも、「法と感情」研究を1つの法学研究、法学運動として確立されたものと見るかどうかについては議論の余地はあるという見方もあるが、米国のみならず英国においても「法と感情」研究に関する研究が蓄積され、また、2021年には *Research Handbook on Law and Emotion* (Edward Elgar) が刊行されていることなどから、1つの法学研究として認知されていると理解してよいものと考えられる。

S. バンディズと J. ブルメンタル(Jeremy A. Blumenthal)によれば、「法と感情」研究は、以下の3点において法の理解を豊かにするものである [S. Bandes and J.A. Blumenthal, "Emotion and the Law", *Annual Review of Law and Social Science* 8 (2012), 162.] すなわち、

合理的な熟慮と法的推論に関する標準的な説明を、記述的レベルと規範的レベルの両方において問い直す。記述的レベルでは、純粹で感情に動かされない合理性というフィクションを拒絶し、感情と認知がどのように相互に作用しているのかが明らかにされる。また、規範的レベルでは、法規範を同定し運用する際や、裁判官や陪審らの討議プロセスにおいて、感情が果たすべき適切な役割について検討が加えられる。

感情がどのように行動に影響を与えるのか、意思決定を望ましいものにするために感情をいかに方向づけるかということに関して、特定の法原理が依拠している想定について精査が行われる。

内面的で個人的な現象としての感情だけでなく、社会や制度を動かす原動力の本質的な要素としての感情にも焦点が当てられる。

以上のような特徴を有する「法と感情」研究について、その沿革、そこで用いられる概念の整理、向けられる様々な批判などを包括的に精査し、論文にまとめ公表した。

さらに、本研究の成果を反映させるかたちで、2021年度の日本法哲学学会学術大会において、大会委員長を務め、統一テーマ企画である「法と感情」の企画構想、準備、実施を担当した。企画の構成としては、「法と感情」研究を一連の法学研究の流れの中へと位置づけ、法の客観性や中立性に疑念を呈する点において「法と感情」研究と関心を同じくする様々な法学研究(ドイツ法思想における「法感情」論、リアリズム法学、法と文学、フェミニズム法理論)に加え、感情史(歴史学)や現代人類学の知見も取り入れるものとした。この企画構成は、「法と感情」研究における1つの立場、すなわち人文主義的なアプローチを示すものとなるよう企図したものである。また、大会では、統一テーマ全体の提題趣旨説明となる研究報告「統一テーマ『法と感情』提題趣旨」を行い、「法と感情」研究の背景説明と概念整理も行った。

(2) 「法と感情」研究の思想史的源泉としてのスコットランド啓蒙思想について

「法と感情」研究の現在に至るまでの展開を追っていくなかで、A. スミスによる『道德感情論』が「法と感情」研究において重要な影響力を有していることを随所に確認することができた。University of Glasgow School of Lawにおいて、スコットランド啓蒙思想に関する文献収集、「法と感情」研究に関する文献収集を行ったほか、現代の「法と感情」研究の思想史的源泉として大きな影響力を有するA. スミスの共感理論を手がかりとしながら、刑罰制度と応報感情の関係に関する検討を行い、その成果を研究報告 "Retributive Emotion and Criminal Justice" としてまとめ、2019年7月にスイスのルツェルン大学で開催された、IVR法哲学・社会哲学国際学会連合(International Association for the Philosophy of Law and Social Philosophy)世界大会のワーキング・グループにおいて発表した。

当初の研究構想においては、D. ヒュームとF. ハチスンに関する研究も期間内に実施するつもりであったが、大変残念ではあるが、そこまで進めることはできなかった。今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 橋本祐子	4. 巻 2021年
2. 論文標題 「法と感情」提題趣旨：法の淵源としての感情の探求	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本祐子	4. 巻 53巻3号
2. 論文標題 「法と感情」研究に関する覚え書き	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 21-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 橋本祐子	4. 巻 22
2. 論文標題 刑事司法における「感情」の所在：応報を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 34-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 橋本祐子
2. 発表標題 統一テーマ「法と感情」提題趣旨
3. 学会等名 日本法哲学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuko Hashimoto
2. 発表標題 Retributive Emotion and Criminal Justice
3. 学会等名 World Congress of the International Association for Philosophy of Law & Social Philosophy, Working Group 24 (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関